

215913

昭和25年10月8日

社会、閑否、人間老衰、意味。

佐田在郡瀬江村新田住士旅

板垣退助

此夜演説ヲモテ前ニ当リ諸君ニ一忠告ヲ要スルモノヤ、諸君  
ノ諸君ノ滞屈、余ノ嗚呼ノ声ヲ発スルナラン嗚呼我カ  
社会、何ノ日ノ事ヲ語リ晒層シテ瞬時片時モ忘ル  
丁勿レ指シ余カ演説、懇ニ社会、閑否、人間老衰ノ  
意味ニ関スルト言フイテ、今守内ノ大勢ヲ洞観スルニ泰



東洋人の老易又内閣見世都金老の語  
可人の老と雖も、東洋人の老易又内閣見世都金老の語 田舎人の老と易と、向つて之を別ぐ、  
明人の老と、治養進取、氣力に富み、境涯に安んじ、  
不分明人の進取、氣力に乏しく、身屈、境涯に安んじ、  
無事、甘んじ、教ふに乏しく、之を以て人間、養生して老  
むる、指休ヲ語ラン、此、世、養育スル、漸  
骨肉ヲ肥大シ、定量ノ時限ヲ終ラ、然レテ、  
者ナク、精神モ亦、身体ノ老衰スル、從テ、自然ノ凋衰  
スレシ、身骨枯槁シテ、精神衰フル、天地自然ノ道理  
シテ、動物免レサル、知ク、人ノ動物ナク、動物ハ、身体  
ノ、身体マシテ、而シテ、精神マシテ、故ニ、身体精神共ニ、  
係ナレト云フヘカラス、試ニ見ヨ、強梗ナル人ニ、強梗ナル

精神マシテ、然ルニ、為難、然始此二者、平均ヲ同フシテ、之  
ヲ、強梗ナル人ニ、強梗ナル 道ヲ知ラス人ハ、之、強梗ナル 精神ヲ、強梗ナル 智  
識マシテ、技能マシテ、道理ヲ解スル、強梗ナル 良性マシテ、又老キテ、強梗ナル 近  
キ、強梗ナル 教シテ、強梗ナル 傳フル、強梗ナル 以テ、強梗ナル 大ヒ、強梗ナル 精神ヲ、強梗ナル 培  
養スル、強梗ナル 法マシテ、強梗ナル 然レテ、強梗ナル 前キ、強梗ナル 知リ、強梗ナル 身体精神、強梗ナル 盛  
衰ノ、強梗ナル 衰アルモノシテ、強梗ナル 身体衰フル、強梗ナル 精神亦衰フル者トス  
以上論スル所ハ、有取無取、指界ナキ、以下、強梗ナル 聖王  
義ニ、強梗ナル 就テ、強梗ナル 論述スヘシ、強梗ナル 抑、強梗ナル 今ノ、強梗ナル 老衰スルハ、強梗ナル 甘念ト比  
較スルニ、強梗ナル 原因、強梗ナル 起ルモノナク、強梗ナル 一語マシテ、強梗ナル 大ナル、強梗ナル 登ア  
リ、強梗ナル 不獲ニ、強梗ナル 言テ、強梗ナル 曰ク、強梗ナル 秋カ、強梗ナル 身体、強梗ナル 大ナル、強梗ナル 汝等、強梗ナル 如キ、強梗ナル 小ナル  
ニ、強梗ナル 不獲ニ、強梗ナル 此、強梗ナル 曰ク、強梗ナル 吐汝、強梗ナル 輕少ナル、強梗ナル 登出、強梗ナル 有際ト



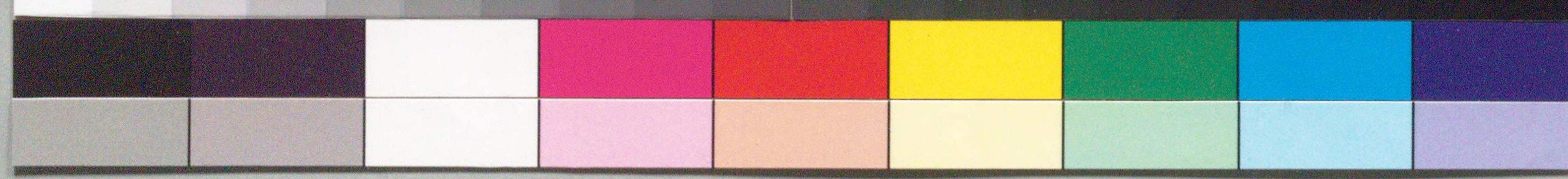
レテ我カハ大ナル軀軀ヲ以テ教テ汝カナル身ニ比  
セント欲ス向リ其尊大ナルヤト駁論教時決スル所  
ヲ知ラスニ及、於テ互ニ人間ノ利決ヲ定ケント欲シ  
或ハ街道ニ出テタリ、或ハ狭ノ道ニ、駕シ人ノ来ル  
ヲ待ツル、或ハマツラ人々ノ来ルヲ見テ曰、此狭  
ノ道ハ我カ省ニ居ル此、或ハ大ナル道ニ是、於テ我  
以テ謂テリ大勝ヲ得タリト慢言高語ヲラサルヤト  
シテ我カ我カ社會中ニ於テ身軀、大ナルニ甘シク尊  
大ノ凡ノ憚レ始マラ比較ノ目的ヲ誤リタル者ト云ハ  
シ當時ノ人間社會ニ於テモ尊大ノ凡大ニ行ハル或  
ハ高貴ノ高キニ甘シク高尚ヲ擬シテ高ナルヲ或ハ

富有知識ヲ以テ高慢スルマ、又身老ヲ以テ慢リ、  
尊大ヲナス者マ、概シテ之ヲ言ハ老成ヲ擬シテ  
尊大ヲナスモノヲ云ハ、是レ是レ也、積年歎息シ  
テ指カサル竹ナリ、今尊大比較、點ヲ列ス、因ニ就  
テ曰、シテ文明開化ノ海、汽船アリ、陸ニ流東電  
線、海マキ人、知識マキ人、交際ヲ求ルノ道多ク廣  
シ也、賢人モ其賢ヲ見ハス、地ナリ才子モ其才ヲ  
顯ハス、竹ナリ是ヲ以テ尊大ヲナス弊凡ノ容易ニ  
行ハスニテ、是ニ進取ノ象カヲ振興シ進ニテ止コハ  
イテ知ラス故、人多ク活衆ニテ精神衰フルヲ以テ精  
神衰ハサルヲ以テ、身体モ衰ハサルニシテ、女ニシテ、



浮諸国殊。我カ日ホムノ如クハ智識ヤナクニ交際ヲ  
求ムル道極ナキ様ニ故ニ少シク智識アルモノハ儼然  
トシテ老成ヲ模擬シ他ニ顧慮スルコトナシ是ヲ以テ  
多カク衰ヘ身体モホ老衰スルモノナリ其他比較ノ  
別証アリト云ハズ逐一様ニ察スルニ據アラヌ説ヲ是  
ニ至ルハ此病根ノ存スル所自カラ知ラルヘケン哉  
今我海南諸子ノ内ト云ハズ此弊凡ク拘泥シテ  
惰弱ノ流ル者ナキニアラス故ニ一言ヲ述テ惟救  
ノ一策トイハント欲ス諸ヲ慎ミ且ツ戒レムコト諸ヲ  
ヨ諸ヲ將才ノ目的ヲ遠大ニシ遂ニテ倦ルコト  
ナク宗ノ艱難ハ我ヲ玉ニスル金言ヲ忘レス

蓋ニ下坂ノ象ヲ以草園ニシ然ニ虎生ノ地ヲ臨  
テ我身ヲ安居スルノ樂土ヲ求ムルニ必ス一時ノ弊  
凡ク拘泥スルコト勿レズ



行脚  
脚  
状

215913

2

昭和25年10月18日

本題ニ入ルノ前ニ當テ演説スルノ趣旨ハ  
陳ヘン扱テ私ノ今ノ身ハ今一本杖一ツ天  
下ノ暗野生也然ルニ公衆ニ對シ演説  
スルノ音ハ一色ノ丹心止ムヲ得サルニ出テ只

海南人士ニ告リ

土佐国土佐郡上所之内北奉公人町

川岸場寄留

神奈川縣士族

中島 信行



Handwritten text in vertical columns, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.



吾レ天地ノ公道ト共ニ競テ止ントス此亦人  
情ノ止ム能ハサル所也彼亞米利加ノリ  
氏曰ク書ヲ著シ演説ヲ爲ハ社会ノ文  
明ヲ増進スト故ニ孟德斯鳩微セハ羅馬  
ノ法ヲ明カナル不能又リバ等微セハ米  
人ノ誇稱スル文明モナキ也然ルニ社会ノ  
事物タル最大無涯一朝一夕ノ能ク尽ス可  
ニ非ス故ニ吾輩ハ一片ノ赤心ヲ尽シテ報國  
ノ方一ヲ補ハントスルノミ  
諸君ヨ眼ヲ放テ東洋ヲ看ヨ東洋ハ  
如何ナル時ソ亦其日本ハ如何ナル時勢

ナレカ決シテ安生高枕ノ時ニ非サルヘシ  
抑モ今日ノ景況ヲ見レハ徳川衰政ノ後  
ヲ受ケ國富クニ非ス兵強カラス而シテ右國ニ奈  
メテ約定スルニ當テハ法律ノ權租税ノ權ヲ  
欲リ然ラハ我國ハ一國社会ノ幸福ノ  
一ヲ欲クト謂テモ可ナシキ吾國已ニ政府アリ  
政府ニ外務省アリ既ニ外務省アリハ外交  
條約ハ必ス十全其一ヲ欲サルヘシ然ルニ  
凡ソ社会ノ事物タルマ就中然ラサレモノ  
モアラシキ先哲曰ク社会ハ人民ノ反射  
也ト今日吾國ノ人民ハ宜シク自治ノ精



神ヲ養ヒ一國ヲ鞏固ニセシムルハアルヘカラサル也  
今ヲ距ル十二年即チ明治三年我輩  
歐羅巴ニ遊ブ會々普佛戦争起リ互ニ  
勝敗アリシカ佛軍大敗遂ニセタンニ於テ  
普軍ニ降ス先是佛軍敗レテ瑞士國ニ  
走ル之ヲ入ル而メ普軍次キ到ル瑞士國境  
ヲ固守シテ入レス於是普軍使ヲ差シテ佛  
軍ヲ入ルヲ詰責ス瑞士答テ曰ク佛軍ハ兵  
伏ヲ渡セリ故ニ貴國モ兵器ヲ渡セハ其入  
ルヲ許スヘシト嗚呼普軍破竹ノ勢  
ヲ以テ瑞士ニ迫ル而メ瑞士敢テ動セズ右ノ

如リ答フルハ此レ即チ彼國獨立不羈ノ  
元氣ヲ備ヘタルニ由ルナリ乍僥其元氣ヲ  
備フルモ一朝一夕ノ故ニ非スシテ國ヲ憂ヒ  
世ヲ憂スル者ノ漸ハ日月ヲ積ルノ結果也孟  
德斯鳩曰ク佛國ノ艱難ヲ坐視傍觀スル  
者ハ佛國ノ下民也ト有旨哉言ナリ  
現時社会ニ憲法ヲ定メ或ハ議院ヲ立テ  
サレ可キヲストテ徒ニ切齒扼腕スルハ豈ニ  
思ハサルノ甚シキニ非ラスヤ抑々恭謙以テ之  
ヲ勉メ温良以テ之ヲ勵ム可シ孔子曰水  
哉水哉源泉混混不舍昼夜ト此詰



215913

昭和25年10月1日

実ニ治國文明ヲ助ケ自治ノ精神ヲ養  
！一日モ不可忘者也此時聴衆頗ル  
雑進ス故ニ演説ハ此ニ止ル可シ

上佐郡江ノ口村大川筋居住士族

阪寄 斌

刑法ノ改良ハ陪審ト併行セサル可カラズ  
法理ハ之々道徳ハ之々〔演説ノ主旨ニアラス條例ニモ亦  
極弱セサレハ畧ス〕  
亜細亞ノ習ハ罪犯ヲ処分スルニ法理道徳ヲ混淆シテ其  
別ヲ判然ナラサシムル迄回我國ニ於テハ佛國ノ制ニ倣ヒ  
刑法治罪法業已ニ頒布セラレタリ然ルニ治罪上陪審ノ  
法トハ犯罪ヲ証明シテ公訴ヲ為ス檢察官ト又此訴ヲ受  
ケテ法律ノ適用ニ従事スル裁判官ノ外ニ警士〔洋語トテ  
教名ナル員ヲ置キテ公廷ノ辯論終ラハ罪ノ有無ヲ所定〕





スルモノアリ此ノ定決ノ如何ニ依テハ及令法官ト並氏  
之ヲ罪スルヲ得サラシムノ法ナリ之則チ陪審ノ法ナ  
リ曩ニ我國治罪法編制ニ當リ草案中ニ是ヲ加エラレシ  
モ遂ニ確定スルヲ得ニ草案中之ヲ刪レタリ論者或ハ言  
ハシ陪審ハ未タ我國ノ氣運ニ適セスト余輩カ是ナクニ  
之ニ及ス何トオレハ壓刑ヲ以テ魁タル露國ノ制度スラ  
此法アリ此ノ法ノ利アル如一例ヲ掲ケテ証セニ彼國  
エウエラサスフツキト言ヘル列女アリ或日魯國陸軍中  
將兼大警視ヲ殺害セシテ謀リ拳銃ヲ放ツテ重傷ヲ負  
ハシメタル科アリトテ公廷ヲ鬧カレタリ于時千八百七  
十二年三月一日ナリ當時有名ナル元老議官ニコロ十

ル人之レカ裁判長タリ大臣以下教人列坐シ傍聽人モ亦  
場中ニ充滿シ既ニシテ裁判長訊問ヲ始メ出席ノ大檢査  
サスレワケノ罪アル如ク証明シ被告人モ亦屈スル色ナ  
ク弁論ニ及ヒタレモ元老婦人ノ莫ナレモ自ツト其貫徹  
セサル所モアリ傍聽人等余程煩ヒテ居タル如ク傍  
聽ノ中ヨリ進ニ出テタル一人名ハアレキサントアリ彼  
告人ノ側ニ到リ列女ノ辯護ヲ為サシテ求メ次テ其原  
告人陳述ヲ一々ニ弁駁セリ其言ニ曰ク官吏ヲ殺害セシ  
テ目論ムルハ曩ニ流刑ニ如セラレタル中各因ノ慘狀  
言フニ恐ヒサルアルヲ見聞シ官吏ノ苛虐ナル如ク知リ  
始メテ公衆ノ為メ之ヲ殺シ以テ害ヲ除カシテ謀リタ

ルニ虚無堂ノ為メニ署リタルモノニ之ヲ云々ノ論  
シタリ然レテ其ノ陪審官ハ皆官吏ヨリ出タル者ノ三十  
レハ斯ル重罪犯ノサスレツテ無罪トスルノ見込ナク  
如何ナル事ヤアラント傍聴人手ニ汗ヲ握リ居タレハ稍  
アリテ陪審官ハ別席ニモ下ラス其席ニ於テ聲ヲ登レ此  
ノ犯罪人ハ無罪人ナリト言渡サレタレハ聴衆等大ニ  
喜ヒサスレツキヲ保護シテ退出セリ然ルニ此事ハ政府  
一聞ケレハ其放免スルノ理由ナレト俄ニ憲法教名ヲ  
登遺シ追捕ナシメシトヤリ然レニ及ハスレテ遂ニ之  
ヲ遺シタリト是陪審ノ致ス所ニテ苦レ此ハ法微ツマハ  
殆ニト危カラシ陪審所定ノ關係如斯ナルヲ以テ我國ニ

於テモ陪審ノ設ケ莫ルヘカラス

